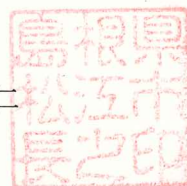


松江市告示第 329 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び同第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号及び同第 115 条の 10 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 介護保険事業所番号

3260190487

2 事業者の名称

医療法人さんさんヘルスケア

3 事業所の名称及び所在地

名 称     さんさん訪問看護ステーション

所在地     島根県松江市東出雲町揖屋 1196 番地

4 廃止届受理年月日

令和 7 年 6 月 23 日

5 事業廃止年月日

令和 7 年 6 月 30 日

6 サービスの種類

訪問看護、介護予防訪問看護